

食品表示法猶予期間終了
新たな局面迎える

新人～若手社員の為の

食品表示研修 WEB セミナー

食品表示法が施行され、今年 3 月末に経過措置期間が終了しました（一部を除く）。食品表示は新たな局面を迎え、さらに、新制度へ移行する際に残っていた加工食品の原料原産地表示の義務付け、遺伝子組換え、食品添加物表示の改定も控えています。

当研修セミナーは、**食品表示の基礎を体系的に学び、応用力を身に付けていただくことを目的**に毎年開催しており、「消費者にわかりやすい」「適正な」表示を実現できる人材の育成を目指します。当社記者が食品表示法の位置づけ、歴史、法解釈などを説明し、食品表示検定協会の認定講師が基礎から応用まで指導。ここでしっかりと基礎を固め、食品表示法に対応しましょう！

具体的で詳細な内容は新人教育ご担当者にもお勧めです。

◆プログラム◆

【1日目】	【2日目】
<ul style="list-style-type: none"> 食品表示の歴史（原料原産地表示など） 事例にみる法解釈 コンプライアンス（法令順守） 食品表示法の今後 食品表示の対象 生鮮食品の表示の原則 生鮮食品の表示例 理解度チェック 小テスト① 加工食品の表示の原則 	<ul style="list-style-type: none"> 加工食品の表示の原則（1日目の続き） 加工食品の表示例 等 栄養成分表示 理解度チェック 小テスト② 個人演習：食品表示方法 質疑応答 <p>※両日も昼食・休憩時間を含みます ※ネットでの【リアルタイム配信】になります ※講義青文字部分のみ【オンデマンド配信】します また開催日1週間前より視聴可能です</p>

◆開催日時・会場◆

講師	(株)生活品質科学研究所 食品開発統括部 福地祐治 氏（食品表示検定協会 認定講師） (株)日本食糧新聞社 行政取材担当 伊藤哲朗【オンデマンド配信＝青文字部分】
日時 配信	日時：2020年10月8日（木）～9日（金）両日共に9時30分～16時30分 ネット配信（オンデマンド配信は Youtube、リアルタイム配信は ZOOM を予定）
受講料	30,000円（資料代を含む・税別） 特典【団体割引】5名様お申込みの場合、うち1名様は無料になります
注意事項	※最少催行人数 15 名（開催日 30 日前(9/8)までの申込実績で判断致します） ※キャンセル規定をご確認ください（コロナ禍を考慮しキャンセル規定を設けます） ※全編ネット配信のセミナーです（PC 機器・通信費等は、参加者負担になります）

食品表示検定協会の
認定講師が指導！

日本食糧新聞社 事業本部 事務局:阿久津

TEL:03-3537-1310/FAX:03-3537-1071

school@nissyoku.co.jp

申込書は裏面です

食品表示研修 WEB セミナー 10月8~9日 申込書

FAXで **03-3537-1071** へご送信ください。

◇**催行決定後**に、請求書とネット配信等のご案内をお送りいたします。

◇受講票は発行しておりません。

会 社 名	
〒 住 所	
申込代表者 電話：	申込代表者 メール：
部 署／お役職	お名前

2020年 月 日

食品表示研修セミナー キャンセル規定

第1条 (セミナーのキャンセル)

事務局（以降甲と記載）は食品表示研修セミナー（以後、当該セミナーと記載）の開催に向けて最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由と判断した場合に限り、当該セミナーの開催をキャンセルし、申込を解除できる権利を有するものとします。

第2条 (最少催行人数に満たない場合のキャンセル)

当該セミナーに最少催行人数を設定します。開催予定30日前までに、15名に申込者が満たない場合には、甲は当該セミナーの開催をキャンセルします。甲は申込者（以降乙と記載）に、申込の解除を伝えると共に、次回開催の案内をします。甲は申込の解除によって、乙が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

第3条 (社会的理由によるキャンセル)

当該セミナーの開催決定後（開催30日前までに申込者が最少催行人数に達した場合）に、原子力危険、放射能危険、戦争、地震、火山の噴火、津波、火災、悪天候、疾病の流行、政治もしくは経済の混乱、公権力の行使等（以上、社会的理由とする）の理由により、甲により当該セミナーの開催がキャンセルされ、乙の申込の解除がされたものであるときは、甲は乙に対して受講料返還の義務を負わないほか、申込の解除によって乙が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

第4条 (事務局理由によるキャンセル・中止)

当該セミナーの開催決定後に、甲側の理由（講師・事務局員等の体調不良、不慮の事故による怪我等）により、当該セミナーの開催がキャンセルされた際は、甲は乙に次回開催を案内すると共に、希望者には100%返金を行います。また次回開催は、当該セミナーの実施予定日から3ヶ月以内とします。

第5条 (申込者理由によるキャンセル・中止)

当該セミナーの開催決定後に、乙の如何なる理由による申込の解除があった際は、甲は乙に対して受講料返還の義務を負わないものとします。ただし、甲は乙に対し、乙の代理で受講をする者の申請を認めることとします。

以上